

諮問番号：諮問第 47 号

答申番号：答申第 47 号

答申書

第 1 審査会の結論

田川市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 62 条第 3 項の規定に基づく平成 28 年 12 月 26 日付け生活保護廃止処分（以下「本件廃止処分」という。）に係る審査請求及び本件廃止処分に伴う同日付けの保護費返還決定（以下「本件返還決定」といい、両者を併せて「本件処分等」という。）に係る審査請求（以下併せて「本件審査請求」という。）のうち本件廃止処分に係る審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。なお、本件返還決定に係る審査請求については、当審査会に諮問されていないため、判断しない。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分等の取消しを求める。その理由を要約すると次のとおり。

- (1)（保護廃止により）憲法で保障されている健康で文化的な生活ができない。
- (2) 収入がないので、返還決定についても不服である。

2 審査庁の主張の要旨

本件廃止処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件廃止処分に係る審査請求は棄却されるべきである。なお、本件返還決定に係る審査請求は不適法であり、却下するので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項第 6 号の規定により諮問を行わない。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件廃止処分の前提となる指導指示事項（別紙 1 及び別紙 2）、本件廃止処分そのもの及び本件廃止処分に至る手続について違法又は不当な点はないかということにあるので、本件廃止処分が、法令のほか、国から法定受託事務の処理基

準として示されている通知等に沿って、適正に行われているかどうか判断する。

(1) 処分庁による指導指示の妥当性について

ア 生活実態を明らかにすることについて

保護は、実施機関の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して行うこととされている（法第19条第1項）ところ、審査請求人は、実施機関の所管区域に居住しているかどうか、保護を必要とする状態なのかどうか、不明確になっていると認められる。そのため、処分庁が生活実態を明らかにするよう指導したことは妥当なものと認められる。

イ 転居手続を進め、進捗状況を明らかにすることについて

審査請求人の生活の本拠が確定しないという状況の下で、処分庁が転居先（新たな住居）を見つけるよう求めることは保護を行うために必要な指導と認められ、転居手続を進め、かつ、その進捗状況を明らかにするよう指導したことは妥当なものと認められる。

(2) 書面による指導指示に従わなかったといえるかについて

ア 生活実態を明らかにすることについて

審査請求人は、平成27年10月に自宅を離れて知人宅で寝泊りすると説明して以降、2度の文書による指導指示後も、1年以上の長期に渡り、どのように生活しているのか、保護が必要な状態にあるのか不明な状況に変わりはない。したがって、審査請求人は、生活実態を明らかにするよう求める指導指示に違反したと認められる。

イ 転居手続を進め、進捗状況を明らかにすることについて

本件における指導指示の内容は、「転居手続を進め、進捗状況を明らかにすること」であり、結果的に転居先を見つけていないとしても、審査請求人が転居先を見つけるために自ら行動していることは認められ、上記指導指示に全く従っていないと評価することは困難であると認められる。

(3) 本件指導指示違反に対する措置としての「廃止」処分の妥当性について

ア 法第62条第3項では、被保護者の指導指示違反に対する処分として、保護の変更、停止又は廃止の処分が規定されているところ、審査請求人が指導指示に従わない姿勢が継続する状況から、処分庁が、停止処分では生活実態が不明な状況は改善されず、かつ、指導指示に従わせることも著しく困難であると判断し、廃止処分を

行ったことは、その裁量の範囲を超えていないものと認められる。

イ なお、本件においては、2つの指導指示のうち「転居手続を進め、進捗状況を明らかにすること」については、全く従っていないと評価することは困難と認められる。しかし、転居先を見つけるために自ら行動していたとしても、処分庁にとって、生活実態が不明で、審査請求人が、保護が必要な状態にあるのかさえわからない状況であることに変わりはなく、しかもその状況が長期間継続している。いわば審査請求人は、保護を実施するうえでの根幹部分に係る指導に違反し、しかも、その状況が改善される見込みがないと認められる状況だったことから、処分庁が「生活実態を明らかにすること」という指導指示への違反をもって、廃止処分としたことは、その裁量の範囲と認められる。

したがって、本件廃止処分を違法又は不当ということはできない。

(4) 本件廃止処分に至るまでの手続について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第11-2-(4)では、法第27条による指導指示について、口頭による指導によっては目的を達せられないときに文書指導を行うことと定めているが、本件廃止処分にあたっては、口頭での指導を行い、指導の効果が見られないと判断すると、文書指導を行うことを事前に予告し、その後指導指示書を交付している。これらの指導は、局長通知に沿った指導方法と認められる。

また、本件廃止処分を行うにあたっては、処分庁は審査請求人に対し、平成28年12月9日に弁明の機会の付与について伝達し、同月22日に弁明の機会を設け、審査請求人の主張を聴いている。その上で、ケース診断会議を開催し、本件廃止処分を決定している。これら一連の手続は、法第62条第4項の規定に沿ったものであり、違法又は不当な点はない。

(5) そのほか、本件廃止処分に影響を与える事情もないので、本件廃止処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) 本件返還決定について

保護の廃止に伴い既に支給された保護費を返還する義務は、民法(明治29年法律第89号)第703条の不当利得の返還義務の規定により生ずるものであり、本件返還決定は処分ではない。

したがって、本件返還決定の取消しを求める審査請求は不適法であると認められる。

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件廃止処分の取消しを求める部分は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、本件返還決定の取消しを求める部分は不適法であるので、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月22日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、平成30年1月23日の審査会にて調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、(保護廃止により)憲法で保障されている健康で文化的な生活ができないことを理由として、本件廃止処分の取消しを求める主張をしている。

本件廃止処分に係る審査請求の争点は、本件廃止処分の前提となる指導指示事項、本件廃止処分そのもの及び本件廃止処分に至る手続について違法又は不当な点はないかという点にあるので、本件廃止処分が、法令のほか、国から法定受託事務の処理基準として示されている通知等に沿って、適正に行われているかどうか判断する。

処分庁による指導指示の妥当性について、審査請求人は、1年以上にわたり、実施機関の所管区域に居住しているかどうか、そして、保護を必要とする状態なのかどうか不明確になっていると認められるので、処分庁が生活実態を明らかにするよう指導したことは妥当なものと認められる。また、審査請求人の生活の本拠が確定しないという状況の下で、処分庁が転居先(新たな住居)を見つけるよう求めることは、保護を行うために必要な指導と認められるので、転居手続を進め、かつ、その進捗状況を明らかにするよう指導したことは妥当なものと認められる。

書面による指導指示に従わなかったといえるかについて、審査請求人は、平成27年10月に自宅を離れて知人宅で寝泊りすると説明して以降、2度の文書による指導指示後も、1年以上の長期に渡り、どのように生活をしているのか、そして、保護が必要な状態にあるのかが不明な状況に変わりはない。したがって、審査請求人は、生活実態を明らかにするよう求める指導指示に違反したと認められる。しかし、転居手続を進め、

進捗状況を明らかにすることについては、結果的に転居先を見つけていないとしても、審査請求人が転居先を見つけるために自ら行動していることは認められ、上記指導指示に全く従っていないと評価することは困難であると認められる。

本件指導指示違反に対する廃止処分の妥当性について、法第62条第3項では、被保護者の指導指示違反に対する処分として、保護の変更、停止又は廃止の処分が規定されているところ、審査請求人が指導指示に従わない姿勢が継続する状況から、処分庁が停止処分では生活実態が不明な状況は改善されず、かつ、指導指示に従わせることも困難であると判断し、廃止処分を行ったことは、その裁量の範囲を超えていないものと認められる。

なお、本件においては、2つの指導指示のうち「転居手続を進め、進捗状況を明らかにすること」については、全く従っていないと評価することは困難であると認められる。しかし、転居先を見つけるために自ら行動していたとしても、処分庁にとって、生活実態が不明で、審査請求人が、保護が必要な状態にあるのかさえわからない状況であることに変わりはなく、しかもその状況が長期間継続しているところである。いわば審査請求人は、保護を実施するうえでの根幹部分に係る指導に違反し、しかも、その状況が改善される見込みがないと認められる状況だったことから、処分庁が「生活実態を明らかにすること」という指導指示への違反をもって、廃止処分としたことは、その裁量の範囲と認められる。

したがって、本件廃止処分を違法又は不当ということはできない。また、本件廃止処分に至るまでの手続についても違法又は不当な点はない。

そのほか、本件廃止処分に影響を与える事情もないので、本件廃止処分に違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件廃止処分に係る審査請求は理由がないというべきである。

(付言)

本件廃止処分は、被保護者が法第27条第1項による指導指示に従う義務に違反したことを理由として法第62条第1項、同第3項に基づきなされたものである。

本件廃止処分決定通知書では、廃止の理由欄に法第62条第3項（居住実態不明及び指導指示違反）と記載されている。しかし、「居住実態不明」は法第27条の指導指示の前提になる事実関係であり、本件廃止処分の直接の理由には該当しない。そこで本件廃止処分

決定書の廃止の理由欄に「居住実態不明」と記載することが不適切であることは審理員意見書の指摘通りである。また、本件廃止処分決定書の廃止理由欄に記載されている過支給額の返還に関する記載は、本件廃止処分の理由ではないため、同記載は審理員意見書の指摘通り適当ではない。よって、当審査会としては、廃止処分決定書の廃止理由の記載に関し、根拠規定を明確にし、不適切な事項は記載しないよう改善されるべきと考える。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子

別紙 1 1 回目の指導指示書（平成 28 年 10 月 13 日付け）

指導指示書

生活保護法第 27 条の規定に基づき、下記のとおり指導指示します。

正当な理由がなくて指導又は指示に従わない場合は、生活保護法第 62 条の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。

記

1 指導指示事項

居住実態不明、転居指導指示違反

2 指導指示の内容

生活保護法第 61 条には、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないと規定されています。

あなたは、（ 住 所 ）に居住し、生活を行っていると届け出を行い、かつ化学物質過敏症を理由に平成 27 年 10 月頃から一時的に知人宅に身を寄せるとありましたが、その後もケースワーカーが住所地へ家庭訪問を行うも全く連絡が取れず、住所地での居住の確認が出来ない状況にあります。また、面接の際に連絡を行うよう指導していましたが、全く連絡がありません。

さらに、病気療養上のため転居指導を行っていたものの、未だに行われていません。

このことは、保護の目的を達するための保護の実施要件を欠くこととなります。

よって、生活保護法第 27 条の規定により、以下のことを指示します。

- (1) 平成 28 年 9 月 9 日から 9 月 23 日までの生活実態を明らかにすること。
- (2) 転居手続きの進捗状況を明らかにすること。

（参照条文 法第 27 条（指導及び指示）、法第 62 条（指示等に従う義務） 略）

別紙 2 2 回目の指導指示書（平成 28 年 1 月 17 日付け）

指導指示書

生活保護法第 27 条の規定に基づき、下記のとおり指導指示します。

正当な理由がなくて指導又は指示に従わない場合は、生活保護法第 62 条の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。

記

1 指導指示事項

居住実態不明、転居指導指示違反

2 指導指示の内容

生活保護法第 61 条には、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないと規定されています。

あなたは、（ 住 所 ）に居住し、生活を行っていると届け出を行い、かつ、化学物質過敏症を理由に平成 27 年 10 月頃から一時的に知人宅に身を寄せるとありましたが、その後もケースワーカーが住所地へ家庭訪問を行うも全く連絡が取れず、住所地での居住の確認が出来ない状況にあります。

また、平成 28 年 10 月 13 日に指導指示書を交付した際、随時連絡を行うよう再三、指導してきましたが、連絡がありません。さらに、病気療養上のため転居指導を行っていたものの、未だに行われていません。このことは、保護の目的を達するための保護の実施要件を欠くこととなります。

よって、生活保護法第 27 条の規定により、以下のことを指示します。

- (1) 生活実態（公共料金の領収書等）を明らかにすること。
- (2) 転居手続きを進め、進捗状況を明らかにすること。

（参照条文 法第 27 条（指導及び指示）、法第 62 条（指示等に従う義務） 略）